

取 扱 基 準

名 称	新潟空港周辺環境対策事業補助金 (住宅騒音防止対策事業)
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	航空機騒音防止法による指定区域内の対象住宅等について、住宅の所有者等が騒音防止対策の工事を実施する場合に補助。また、防音工事及び更新工事により設置した空気調和機器が10年を経過した場合に補助を行い、住民の負担軽減を図ります。
目 標	数値化■ 非数値化□
	航空機騒音防止法による指定区域内の航空機騒音被害の軽減実施率100% <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、公表できません。
補助対象経費の内容	防音工事、空調機更新工事
補助額及びその算定方法又は補助率	【防音工事】 原則、国：99%、県：0.5%、市：0.5% 【空調機更新工事】 原則、国：50から60%、県：20から25%、市：20から25% <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 航空機騒音防止法などに基づき、国、県、市で行う、補償的意味合いをもつ制度のため。
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月30日
終 期	令和8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、公表できません。
担当部署	都市政策部 港湾空港課 電 話：025-226-2743 e-mail：kowankuko@city.niigata.lg.jp